

訪問介護における生活援助算定の取り扱いについて

令和7年2月
大和高田市保健部介護保険課

訪問介護における生活援助の算定について、下記の通りの取り扱いと致します。

1. 生活援助算定時

- ① 利用者がひとり暮らしの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **届出不要**
*但し利用者が出来ない事への介助、援助を行うことが原則
- ② 同居の家族等が障害、疾病のため家事を行うことが困難な場合・・ **届出不要**
*同居家族が家事の出来ない理由、必要なサービス内容、時間、回数等を適切なケアマネジメントにより判断し記録すること
(必要時、同居家族等の診断書を添付しておくこと)
- ③ 適切なケアマネジメントにより判断しても同居家族等がやむを得ない事情により家事を行うことが困難な場合・・・・・・・・・・・・・・・・ **届出必要**
 - ・虐待やそれに近い状況であるとき
 - ・家族等が就業で長い時間にわたり独居である等

2. 届出時の提出書類

- ① やむを得ない事情の生活援助算定に係る届出書
- ② 利用者基本情報(フェイスシート)写し
- ③ 課題分析票(アセスメントシート)または課題整理総括表写し
- ④ 居宅サービス計画書第1～3表の写し(第1表については交付し署名のあるもの)
- ⑤ サービス担当者会議の要点(第4表)写し
- ⑥ サービス利用票(第6表)と別表(第7表)の写し
- ⑦ 訪問介護計画書写し

3. 提出先

大和高田市介護保険課・・・・・・・・・・「要介護1～5」

大和高田市地域包括ケア推進課・・・・・・・・「要支援1、2」「事業対象者」

※届出書受付後、内容を確認し生活援助の算定について当市で検討の上、担当者に連絡いたします。

※算定が妥当と判断された場合は継続的にモニタリングし、生活援助の内容を変更する場合や同居家族の状況等が変わった場合は、必要な書類を再提出してください。

補足説明

1. 同居家族の範囲

- ①「同居の家族」の「家族」には、親族でない同居人を含む。
- ②「同居の家族」の「同居」は、対象者と家族との生活スペースの共有の有無で判断する。
- ③いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦」サービスを行う場合についても、サービス内容が明確に区分出来ないことから、原則として訪問介護費は算定できないが、適正なケアマネジメント及びそれに基づく適切な訪問介護が確保されると考えられる一定のケースに限って「訪問介護」の部分について算定対象と出来る。

2. 同居の解釈（①～④は同居扱いとする）

- ① 同一家屋で、玄関、居室、台所、トイレ、浴室等の独立性がない場合
- ② 同一家屋で、玄関または居室が独立していても、台所、トイレ、浴室等が家族と共用の場合
- ③ 同一家屋で、玄関または居室が独立していても、室内の階段もしくは扉で家族の部屋とつながっている場合
- ④ 同一敷地内の別棟（マンション、アパート等含む）に家族が居住し、各々が独立した家屋構成になっている場合でも、実生活が同居の実態を伴っているものについては同居と見なされる。例えば、毎食ごとに調理や食事をともにしており、その他の家事においても双方に対応関係にある場合など

*同居と判断する場合でやむを得ない事情がある場合は、
「やむを得ない事情の生活援助算定に係る届出書」の提出が必要

*別居と判断する場合は、提出不要